

# ○大府市自主点検報告表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2第1項に規定する防火対象物定期点検報告制度（以下「定期点検報告制度」という。）の対象とならない旅館、ホテル等について、その防火管理者（法第8条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が防火管理業務及び消防用設備等の設置状況を自主的に点検し、防火上一定の基準に適合している旨を表示する制度（以下「自主点検報告表示制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 自主点検報告表示制度の対象となる防火対象物（以下「自主点検防火対象物」という。）は、定期点検報告制度の対象とならない旅館、ホテル等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定の適用があるもの
- (2) 階数が3以上のもの

(点検基準)

第3条 自主点検は、防火自主点検基準（別表第1。以下「点検基準」という。）により、行わなければならない。

(点検の実施者)

第4条 自主点検は、それを実施しようとする自主点検防火対象物の防火管理者又は法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者が実施しなければならない。

(点検期間)

第5条 自主点検は、1年に1回行わなければならない。

(点検報告等)

第6条 自主点検防火対象物の管理権原者（以下「防火対象物管理権原者」という。）は、自主点検の実施結果について、防火自主点検結果報告書（第1号様式）に防火自主点検票（第2号様式）を添えて、消防長に報告しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定により報告を受けた自主点検の実施結果について、点検基準に適合していないと認めるときは、火災予防査察等により是正指導を行うものとする。

(防火自主点検済証の表示等)

第7条 消防長は、前条第1項の報告の結果、点検基準に適合していると認めるときは、当該防火対象物管理権原者に対し、防火自主点検済証表示認定通知書（第3号様式）に防火自主点検済証（以下「点検済証」という。）を添えて、通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた防火対象物管理権原者は、点検済証を表示することができる。
- 3 点検済証は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者が点検を行ったとき 別図1
- (2) 防火対象物点検資格者が点検を行ったとき 別図2

- 4 点検済証の有効期間は、原則として交付の日から1年とする。

(点検済証の取外し)

第8条 消防長は、点検済証の表示をしている自主点検防火対象物が次の各号のいずれかに該当するときは、当該防火対象物管理権原者に対し、点検済証を取り外すよう指導するものとする。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条の規定により報告された自主点検の実施結果が、点検基準に適合していないと認めるとき。
- (3) 火災予防査察等により、点検基準に適合していないと認めるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

## 防火自主点検基準

| 点検項目                         | 点 検 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防火管理関係届出の有無                  | 消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の届出がされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 消防計画の実施                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法施行規則第 3 条第 1 項各号に定める事項のうち、旅館、ホテル等の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。</li> <li>・防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第 3 条第 2 項に定める事項が旅館、ホテル等の消防計画に定められていること。</li> <li>・防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第 3 条第 3 項に定める事項が旅館、ホテル等の消防計画に定められていること。</li> <li>・地震防災対策強化地域として指定された地域の旅館、ホテル等である場合は、消防法施行規則第 3 条第 4 項に定める事項が、旅館、ホテル等の消防計画に定められていること。</li> <li>・消火及び避難訓練を年 2 回以上実施していること。</li> <li>・消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。</li> </ul> |
| 共同防火管理協議事項の作成及び届出の有無         | 消防法施行規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項が定められ、同条第 2 項の規定による届出がされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 避難上必要な施設等の維持管理               | 消防法第 8 条の 2 の 4 に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 防災物品の表示                      | 防災対象物品に、消防法第 8 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出            | 火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物資の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第 9 条の 3 第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第 1 7 条、第 1 7 条の 2 の 5 及び第 1 7 条の 3 並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置されていること。</li> <li>・消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 3 2 条の特例を受けている場合は、当該特例により消防用設備等が設置されていること。なお、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 1 6 年政令第 1 9 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされている特殊の消防用設備等その他の設備については、当該従前の例により設置されていること。</li> <li>・消防法第 1 7 条の 3 の 2 に基づき届出がされ、当該届出に基づき検査済証が消防機関から交付されていること。</li> </ul>                              |
| 法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める事項 | 法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準（別表第 2）を満たしていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

備考 点検項目に係る消防法令の基準が点検対象の旅館、ホテル等に適用がない場合は、当該点検項目を除外する。

## 別表第2（別表第1関係）

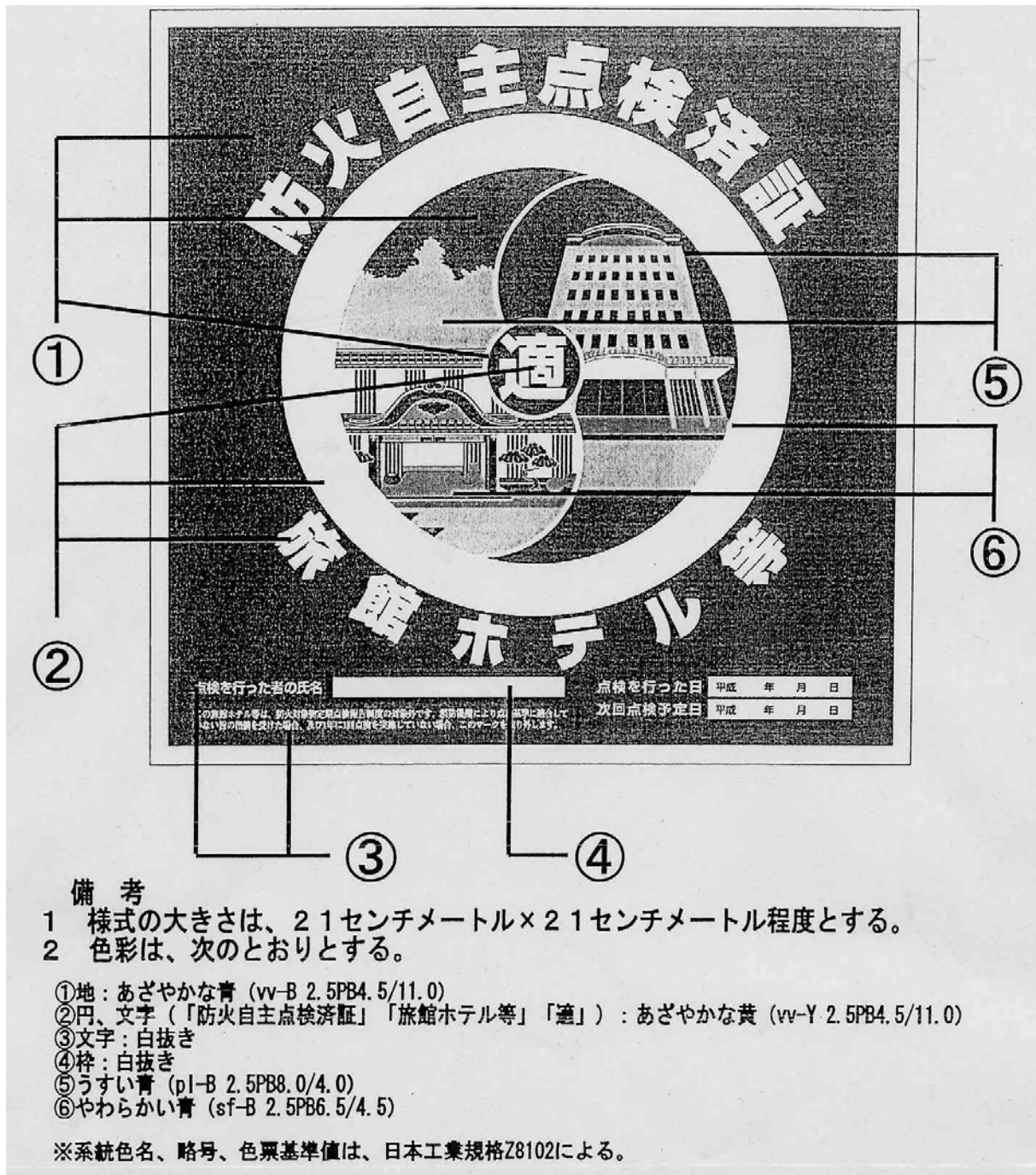
消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づく点検基準

| 点検項目                |               |           | 点 検 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火を使用する設備の位置・構造及び管理等 | 火を使用する設備等     | 設備の位置     | 設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。<br>※ 火花を生ずる設備及び放電加工機を除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                     |               | 設備の管理     | ・設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れ（気体又は液体燃料を使用する設備に限る。）がないこと。<br>※ 掘りごたつ及びいり並びに放電加工機を除く。<br>・厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                     | 火を使用する器具等     | 器具の取扱い    | ・器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。<br>・不燃性の床上又は台上で使用していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                     | 火の使用に関する制限等   | 喫煙等の制限    | ・禁止場所において、禁止行為を行っていないこと。<br>※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。<br>・禁止場所には、大府市火災予防条例（昭和45年大府市条例第91号）に定める標識が設置されていること。<br>・喫煙が全面的に禁止されている防火対象物について、「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。<br>・喫煙が全面的に禁止されている防火対象物以外の防火対象物について、吸殻容器を設置した喫煙所が設けられ、大府市火災予防条例で定める標識が設置されていること。<br>・劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。 |
|                     |               | がん具用煙火の制限 | 蓋のある不燃性の容器に入れるか、防災処理した覆いをしていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | 届出            |           | 届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長に届出がされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                     |               |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱い  | 貯蔵又は取扱い数量     |           | 指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                     | 火気の使用制限       |           | みだりに火気が使用されていないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     | 漏れ、あふれ又は飛散の防止 |           | 危険物が漏れ、あふれ又は飛散がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                     | 容器            |           | 容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                     | 少量危険物         | 計器類に関する監視 | 設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     |               | タンク本体     | ・タンクに著しいさびがないこと。<br>・引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。<br>・流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                     |               | 配管        | 著しい損傷及び腐食がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                     |               | 届出        | 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届出がされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 点検項目           |         |                                   | 点 検 基 準                                                                                                                                         |
|----------------|---------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定可燃物等の貯蔵又は取扱い | 可燃性液体類等 | 火気の使用制限                           | みだりに火気が使用されていないこと。                                                                                                                              |
|                |         | 漏れ、あふれ又は飛散の防止                     | 可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散がないこと。                                                                                                                        |
|                |         | 容器                                | 容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。                                                                                                                          |
|                |         | 計器類に関する監視                         | 設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。                                                                                                                |
|                |         | タンク本体                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクに著しいさびがないこと。</li> <li>・引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。</li> <li>・流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。</li> </ul> |
|                |         | 配管                                | 著しい損傷及び腐食がないこと。                                                                                                                                 |
|                | 綿花類等    | 火気の使用制限                           | みだりに火気が使用されていないこと。                                                                                                                              |
|                |         | 集積単位                              | 一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。                                                                                                                |
|                |         | 計器類に関する監視（廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度測定装置が設置されていること。</li> <li>・設置された計器類（温度、水分量又は可燃性ガスを測定する装置等）が機能し、水分管理又は発熱状況の監視が適切に実施されていること。</li> </ul>  |
|                | 届出      |                                   | 定められた数量の5倍以上の数量（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長に届出がされていること。                                                             |

備考 点検項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該点検項目は除外する。

別図1 (第7条関係)



別図2 (第7条関係)

防火自主点検済証

東館ホテル

適

点検を行った者の氏名 \_\_\_\_\_ 交付番号 \_\_\_\_\_

点検を行った日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

次回点検予定日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

この旅館ホテル等は、防火対策自主点検報告制度の対象外です。消防関係により点検基準に適合していない旨の指摘を受けた場合、及び1年ごとに点検を実施していない場合、このマークを取り外します。

⑦

**備考**

- 1 様式の大きさ、色彩は別図1に準ずる。
- 2 ⑦(有資格者点検済証)の色彩は、次のとおりとする。

地：うすい青 (p1-B 2.5PB8.0/4.0)

文字：白抜き

※系統色名、略号、色票基準値は、日本工業規格Z8102による。